

一般社団法人 UMI 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 UMI と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を沖縄県国頭郡国頭村に置く。

(目的)

第3条 当法人は、福祉サービスを提供することを目的とし、その目的に資する事業を行う。

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(退社)

第6条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第7条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

第3章 社員総会

(開催)

第9条 定時社員総会は、毎年1月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第10条 社員総会は、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

3 社員総会は、リモート会議により行う。

(決議の方法)

第11条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(議決権)

第12条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第14条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、代表理事又は議長がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第15条 当法人に理事3名を置く。

2 理事及びその配偶者または3親等以内の親族等の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(選任)

第16条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選により選出する。

(任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(報酬等)

第19条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 資産及び会計

(事業年度)

第20条 当法人の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第21条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後2か月以内に代表理事が作成し、社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第22条 この法人は剰余金の分配を行うことが出来ない。

(残余財産の帰属)

第23条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第24条 この法人は、第22条、第23条の定めに違反する行為を行うことを決定し、又は行ったことはない。

第6章 附 則

(最初の事業年度)

第25条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和3年11月30日までとする。

(設立時の役員)

第26条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 目黒 輝美 (メグロ テルミ)

設立時代表理事 目黒 輝美

(設立時社員の氏名及び住所)

第27条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 東京都板橋区成増一丁目14番9-502号
成増グリーンハイツ

設立時社員 上 蘭 和隆

住 所 兵庫県宍粟市山崎町高下214番地

設立時社員 小沼 経子

住所 沖縄県国頭郡国頭村字比地101番地
比地定住促進住宅102号室

設立時社員 目黒 輝美

(法令の準拠)

第 28 条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

付則

1 この定款の変更は、令和 3 年 12 月 2 日から施行する。